

監委公告第 2 号  
令和 6 年（2024 年）1 月 16 日

熊本市監査委員 藤 山 英 美

熊本市監査委員 井 本 正 広

熊本市監査委員 横 田 健 一

熊本市監査委員 高 島 剛 一

#### 監査結果に基づき市長等が講じた措置について

監査結果に基づき、又は監査の結果を参考にして講じた改善策について、熊本市長等より通知があったので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により公表する。

# 目 次

## 監査委員監査の結果に係る措置

### 一般・特別会計定期監査

令和 4 年度（2022 年度） 財務 ..... 1

### 公営企業会計定期監査

令和 4 年度（2022 年度） 財務 ..... 3

### 財政援助団体監査

令和 4 年度（2022 年度） 財務 ..... 5

(関係条文)

・ 地方自治法第 199 条第 14 項

監査委員から第 75 条第 3 項の規定又は第 9 項の規定による監査の結果に関する報告の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置（次項に規定する措置を除く。以下この項において同じ。）を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならない。

指摘事項等	
<p>校内に設置されている自動販売機(全7台)の電気料金算定において、算定に使用されている電力会社の電気料金シミュレーションフォーマットの「再エネ賦課金単価」及び「燃料費等調整単価」を更新せず算定していたことから、電気料金が過少徴収となっていた。</p> <p><b>【過少徴収額】</b>                      総額：24,189円(15か月分×7台)                      対象月：令和3年(2021年)5月分～令和4年(2022年)7月分</p> <p>自動販売機の電気料金については、行政財産に関する事務を所管している資産マネジメント課長の通知により算定方法が示されており、その中で、電気料金の算定基礎となる単価は、原油価格や為替動向が反映されることから変動に十分注意するよう注意喚起がなされている。同通知の中で活用を推進されている電力会社の電気料金シミュレーションフォーマットも毎月更新されていることから、電力会社のホームページを確認のうえ、正しい単価で算定されたい。</p> <p>また、過少徴収となった電気料金については適切に処理されたい。</p>	
措置内容	措置日
<p>速やかに算定を見直し、関係各販売店に経緯を説明し、謝罪した後、適正な電気料金を請求し徴収した。</p> <p>令和4年(2022年)8月以降の電気料金徴収の際には、チェックリストの代用として、調定書に電気料金シミュレーション結果を添付し、請求月分の再エネ賦課金及び燃料費等調整単価が正しく反映されているか、決裁権者を含む決裁を行う全職員で確認している。</p> <p>また、今後このようなミスがないよう、電気料の算定方法や関係通知は担当変更の際は確実に引き継ぐとともに、電力会社から直接、自動販売機設置業者に電気料金の請求ができないか、電気需給契約担当課と協議を進める。</p>	<p>令和4年(2022年) 9月7日</p>

指摘事項等	
<p>教職員や保護者等に支払うべき施設入場料及び就学援助校外活動費が、長期間支払われずに、令和4年(2022年)8月23日の実地監査時においても学校長口座に残っていた。</p> <p>令和3年度修学旅行時の教職員分の施設入場料 12,000円(2,400円×5名分) 入金日 令和3年(2021年)10月21日</p> <p>令和3年度就学援助校外活動費 37,170円(5,310円×7名分) 入金日 令和4年(2022年)4月7日</p> <p>については、教職員が立替払により施設入場料を支払っていたことに加え、資金前渡の精算も、学校長の支払証明書により終了していた。</p> <p>立替払は地方自治法において認められておらず、熊本市会計規則(昭和39年規則第29号)第55条においても私金との混同が禁止されていることから、厳に慎まれない。</p> <p>なお、今回、立替払が発生した要因は、前渡金が旅行前に教職員へ払い出されなかったことにある。資金前渡により得た資金については、失念することなく、その目的に従って適正に処理されたい。</p> <p>さらに、資金前渡の目的が達成されていないにもかかわらず、精算が行われていたことは看過できない。これは精算に対する理解が不足したまま形式的に事務が処理されたものと推察されることから、今後は、精算の趣旨を十分に理解され適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>また、就学援助については、保護者等の経済的負担の軽減を図るためのものであることから、指導課から学校長口座へ入金が行われた後、速やかに保護者等口座へ振込みを行うべきである。このことから長期間にわたり放置していたことは、看過できない。今後は、就学援助の目的の達成のためにも、速やかな支払を心掛けられたい。</p> <p>今回の不適切な事務の発生については、総じて学校長口座の管理が不十分であったことが挙げられる。</p> <p>公金の取扱いについては、常に慎重を期し、管理監督職員による通帳等の確認を定期的に行うなど管理体制を整えられ、再発防止に努められたい。</p>	
措置内容	措置日
<p>未処理の保護者への就学援助費、職員への修学旅行費については速やかに通知を行い、支払いを完了した。</p> <p>また、通帳記帳を定期的に行っていなかったことが原因のひとつと考えられるため、毎月第4金曜日を「学校経費等確認日」と定め、通帳残高、ICカード、切手、薬品の確認を管理職と担当職員でチェックシートを作成し、それに基づき確認を行っていくことで、再発防止に努める。</p> <p>職務を計画的に進め、職場環境の整理整頓を行い、請求事務、支払い事務遺漏がないように努めていく。</p>	<p>令和4年(2022年) 9月9日</p>

指摘事項等	
<p>[ 指摘事項 1 ] 賠償責任保険等加入の確認漏れについて</p> <p>業務委託の特記仕様書で、「委託に係る賠償責任保険等に参加し、本委託契約後、速やかに証券等の写しを調査職員に提出すること。」とされていた契約において、書類が未提出の事案が複数見受けられた。そのうち1件については、賠償責任保険等に未加入のまま業務が履行されていた。</p> <p>賠償責任保険等は、業者が業務を遂行する上で想定される事故に備え、加入を求めるものであり、保険加入は、契約上重要な要件のひとつであるにもかかわらず、その確認を怠り業務を履行させたことは、不適切である。今後は、契約書等に定めた事項を遵守させるとともに書類を確実に受領し、加入の状況について確認されたい。</p>	
措置内容	措置日
<p>今回指摘があった4件については、10月31日に賠償責任保険等に参加している証券の写しを速やかに提出するように連絡した。うち3件は当日中に提出が完了したが、1件については未加入であったため次回からは、仕様書等を確認し賠償責任保険等の加入を指導した。</p> <p>今後は、契約時に定めた事項や提出書類の確認を確実にを行うため11月4日に課内で周知徹底を行い、チェック体制の強化を図った。</p>	<p>令和4年(2022年) 11月4日</p>

指摘事項等	
<p>[ 指摘事項 2 ] 支払遅延に伴う遅延利息の算定誤りについて</p> <p>原課において、本件を含む複数の支払遅延が生じ、本市ホームページにおいて業務上のミスとして公表されていたが、そのうち住宅地図代の遅延利息の支払処理において、支払期限を請求日から15日とすべきところを30日としたことから遅延期間の日数を誤り、遅延利息が過少に支払われていた。</p> <p>政府契約の支払遅延防止等に関する法律(以下「法律」という。)によれば、書面での支払時期の定めがない場合の支払の時期は、相手方が支払請求をした日から15日以内の日と定めたとみなすこととなっている。本件の場合、契約書等の書面での支払時期の定めがないことから、支払期限は請求日から15日とし、その翌日から支払日までを遅延期間とすべきであった。</p> <p>遅延利息の支払いは、原課の事務ミスに起因し発生したものであることから、遅延利息の計算については、特に慎重に取扱うべきであったにもかかわらず、原課及び関係課において、誤りに気付くことなく執行されていたことは、この支払に対する注意意識が欠如していたものと言わざるを得ない。</p> <p>今回の算定誤りの原因は、原課及び関係課における法律の理解不足であったことから、今後は、各集合研修や職場研修等により、支出事務処理に関する基本的事項や法令遵守の周知徹底を図られ、会計事務の適正な執行に努められたい。</p>	
措置内容	措置日
<p>過少支払いとなっていた遅延利息については、先方へ説明を行ったのち、11月16日に支払を行った。また、支払遅延に伴う遅延利息の算定方法の誤りについては、各集合研修や職場内の研修等により、支出事務処理に関する基本的事項や法令順守を周知徹底した。</p> <p>なお、出納室においては、遅延利息の起算日に関する指摘に関連して、請求日から15日以内に支払うべき案件に関し、会計事務研修を1月13日に実施するなど職員に対して支払期限についての周知を行うとともに、支出命令書に添付するチェックリストの支払日について具体的に記載するよう改訂を行い、効果的にチェック出来るように改めた。また、支払日についても会計規程で定める月3回の定例日での15日以内の支払いが困難な場合には、臨時支払日を設けて支払期限を厳守する。</p>	<p>令和5年(2023年) 1月13日</p>

指摘事項等	
<p><b>【補助対象経費の誤りについて】</b></p> <p>熊本市社会福祉施設連合会(以下この項において「連合会」という。)による令和3年度(2021年度)の研修等の費用については、市から補助金323,000円が概算交付されている。</p> <p>その内訳は、施設長研修会100,000円、職員研修会50,000円、施設見学研修会173,000円となっている。</p> <p>ところが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、施設見学研修会が中止され、研修費の支出が当初の計画より減少していたにもかかわらず、所管課は、総会や交流会の開催等、研修以外の経費を含む連合会の支出全額である396,451円を補助対象経費として、当初の交付決定どおり、323,000円を確定額としていた。</p> <p>施設見学研修会を中止する場合、連合会は、熊本市補助金等交付規則第7条により、遅滞なく補助事業等計画変更申請書を提出し、市の承認を受ける必要があり、所管課は、この変更申請に基づき、交付額を見直すべきであった。</p> <p>また、熊本市社会福祉施設施設長等の研修事業実施団体に対する補助金交付要綱において、補助対象となる経費は研修等に要する経費に限られており、連合会の支出全額を補助対象経費としたことは誤りであることから、対象となる経費を精査し、補助金の過払いとなる額の返還を求められたい。</p>	
措置内容	措置日
<p>過払い分については、令和4年(2022年)10月31日付けで返還を受けた。</p>	<p>令和4年(2022年)10月31日</p>



指摘事項等	
<p><b>【相談記録及び事業実績報告書の不備について】</b></p> <p>熊本市母子寡婦福祉連合会(以下この項において「連合会」という。)は、市の補助事業として、身上相談、親と子のつどい、新入学児童お祝い会等を実施し、令和3年度(2021年度)551,000円の補助金が交付されている。</p> <p>しかしながら、身上相談事業について、決算資料に人件費の積算根拠として年間500件の相談を受けたとの記載はあったが、相談記録は作成されておらず、事業実績報告書においては、同事業の内容が全く記載されていなかった。</p> <p>連合会は、相談を受けた実績として相談記録を作成し、事業実績報告書により、相談件数を含む事業内容を報告されたい。</p> <p>所管課は、事業実績報告書のほか、必要に応じて相談記録等の関係資料を徴取し、補助事業の履行を確認したうえで補助金額の確定を行うなど、適切な事務の執行に努められたい。</p> <p>また、相談記録については、ひとり親家庭への支援策を検討するうえにおいて重要な資料となり得ることから、その有効利用を図られたい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和3年度(2021年度)の相談記録を調査した結果、一部作成・保存されていないものがあった。</p> <p>このため、さらに平成28年度(2016年度)まで遡って確認し、相談記録が適正に作成・保存されていない年度分については、交付確定を一部取り消し、補助金の返還を請求した。(返還額は516,000円、令和5年〔2023年〕5月25日納付済み)</p> <p>また、連合会は令和4年(2022年)10月下旬から相談記録を作成・保存するよう改めており、令和4年度(2022年度)は事業実績報告書の提出時に相談記録を確認し、補助金の交付確定を行った。</p> <p>なお、連合会から提供された相談記録については、その内容を精査し、今後の施策の検討に活用していく。</p>	<p>令和5年(2023年) 5月25日</p>